2　加工品

1に掲げる生物資源の加工品は、統一システム（注）のうち、次のいずれかの号に分類されるものに限る。

第〇三〇六・一四号

第〇三〇六・二四号

第一六〇五・一〇号（気密容器に入れられたもの又は米を含むものを除く。）

注　「統一システム」とは、千九百八十三年六月十四日に作成された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条(a)に定義する商品の名称及び分類についての統一システムであって、二千十二年一月一日に改正されたものをいう。当該統一システムが将来改正された後も、この2に定める加工品は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに基づくものとする。

別表二　証明書の記載事項

1　証明番号

2　輸出者の名称及び署名

3　輸入者の名称

4　船名又は便名及び国際海事機関船舶識別番号（当該識別番号がある場合）

5　日本国に輸出される産品の種類及び名称（統一システムの関税分類番号（六桁）を含む。）

6　産品の包装の個数及び種類

7　産品の数量及び正味重量

8　ロシア連邦の権限のある当局による記載事項の証明（発給機関、発給日、印章及び署名）

注　日本国の権限のある当局による証明書の審査に関するチェック欄

〇文部科学省告示第百六十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十一日

文部科学大臣　下村　博文

別表補助金等の名称の欄中「原子力発電関連技術開発費等補助金」を「福島原子力災害避難区域教育復興設備整備費補助金」に、「防災対策推進学校施設環境改善交付金」を「福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

〇農林水産省告示第千五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町九重字和田六六、字西峯七二から七四、七三の一、七七、七八の一、一三四の一、一三四の二、一七三、一七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西峯七二・七三の一・七四・七七・七八の一・一三四の一・一七四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一七三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県竹田市久住町大字有氏字広内一七七五の一・字清水山一七九七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七九七の二、一七九七の三、大字久住字蟻通四〇〇四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字広内一七七五の一、字清水山一七九七の一・一七九七の二・字蟻通四〇〇四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千五百八十号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月十一日

農林水産大臣　西川　公也

表第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「マルフリギ・アリメントス会社」を「マルフリギ・グローバルフーズ会社」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十二号を第九号とし、第十三号から第五十一号までを三号ずつ繰り上げ、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九　陵川食品（天津）有限公司の登録番号第一二〇〇／〇一〇二五号の施設（中華人民共和国・天津市西青区所在）

〇農林水産省告示第千五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十一月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県安曇野市穂高有明三六二九の一一五、明科光二七六の一、二七七八、二八六、二五七三の一二、三一九三の一、明科南陸郷五二七八の二、五二七八の四、五二七八の六、五二八〇、五二八一、五三八四のイ、五三八四のロ、明科中川手六六二七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

明科光三一九三のイの一、明科南陸郷五二七八の二、五二七八の四、五二七八の六、五二八〇、五二八一、五三八四のイ、五三八四のロ、明科中川手六六二七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）